

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	1	児童福祉	中条町担当	町民福祉課	福祉保育係	担当者名	
分科会	5	児童福祉分科会	調整項目	6	乳幼児医療費助成	黒川村担当	住民課	国民健康保険係	担当者名	

現 況			調 整 方 針	備 考
記載事項	中 条 町	黒 川 村		
名称	乳児の医療費助成事業	同左	中条町の例により統一する。 合併年度は、現行のとおりとする。	財 源 県 1 / 2 町村 1 / 2
目的	乳児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって乳児の保健の向上と福祉の増進に寄与する。	同左		
助成対象者	医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、町内に住所を有する乳児の保護者 ただし、生活保護法による保護を受けている世帯の乳児の保護者以外とする	同左		
助成の範囲	医療保険各法の規定による医療費から保険給付（高額療養費を含む）及び他方負担額を控除した額から一部負担金を控除した額 医療保険各法の規定による標準負担額減額認定証の交付を受けた者が療養と併せて受ける食事療養に係る入院時食事療養費標準負担額	同左		
助成期間	生まれた日から満1歳に達する月の末日まで	同左		
所得制限	なし	なし		
一部負担金	・ 外来 月の初回から4回目まで530円（自己負担額が530円に満たない場合はその金額） ・ 入院 1日につき1,200円 指定訪問看護 指定訪問事業者ごとに1日につき250円	同左		

現 況		調 整 方 針	備 考
記載事項	中 条 町		
名称	幼児の医療費助成事業	同左	
目的	幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって幼児の保健の向上と福祉の増進に寄与する。	同左	
助成対象者	医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、町内に住所を有する幼児の保護者 ただし、生活保護法による保護を受けている世帯の幼児の保護者、町重度心身障害者医療費助成を受けることができる幼児の保護者、町ひとり親家庭医療費助成を受けることができる幼児の保護者は対象としない	同左	
助成の範囲	医療保険各法の規定による医療費から保険給付（高額療養費を含む）及び他方負担額を控除した額から一部負担金を控除した額		
助成期間	入院通院とも 対象幼児が満1歳に達した日の属する月の翌月の初日から満4歳に達した日の属する月の末日まで	・ 通院 対象幼児が満1歳に達した日の属する月の翌月の初日から満3歳に達した日の属する月の末日まで ・ 入院 対象幼児が満1歳に達した日の属する月の翌月の初日から満4歳に達した日の属する月の末日まで	
所得制限	なし	なし	
一部負担金	・ 外来 月の初回から4回目まで530円（自己負担額が530円に満たない場合はその額） ・ 入院 1につき1,200円 ・ 指定訪問看護 指定訪問事業者ごとに1日につき250円	・ 同左	
14年度決算額	25,549,059円	3,501,137円	
15年度予算額	31,537,970円	3,230,000円	
関係法令等	中条町乳幼児の医療費助成に関する条例	黒川村乳児の医療費助成に関する条例、黒川村幼児の医療費助成に関する条例	

財政への影響額				単位：千円
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）	
中条町	31,538	31,538	0	
黒川村	3,326	4,326	1,000	
計	34,864	35,864	1,000	
備考 平成15年度当初予算ベース				